

## 「おかやま縁むすびネット イベントユーザー」規約

おかやま出会い・結婚サポートセンター（以下「センター」という。）が運用する「おかやま縁むすびネット イベント」を利用して企画、実施されるイベントにおいて、結婚を希望する独身男女が参加する仕組みについて、必要な事項を次のとおり定める。

### 1 イベントユーザー登録

「おかやま縁むすびネット」を利用したイベントに参加するには、イベントユーザー登録が必要です。

登録できるのは、結婚を希望し、自ら行動する20歳以上の独身者で、岡山県内に在住、在勤のほか、岡山県での結婚を考えている方です。

### 2 登録の方法等

ウェブサイト「おかやま縁むすびネット」(<https://www.okayama-musubi.jp/>)から登録してください。登録完了後、ID 及びパスワードを送ります。

なお、登録料は不要ですが、登録はお一人1登録です。（重複してイベントユーザー登録することはできません。）

### 3 登録の内容

- ・氏名（フリガナ）
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・電話番号
- ・メールアドレス
- ・職業
- ・自己PR

なお、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更してください。

### 4 イベントへの参加等

- (1) イベントユーザーは、「おかやま縁むすびネット イベント」にログインし、参加希望のイベントに申し込んでください。
- (2) 抽選等の結果参加者として決定され、主催者から案内状が届いたときは、必要な書類等を準備してください。なお、参加費の支払いについては、主催者の指示に従ってください。
- (3) イベント当日は、必要書類と写真付きの身分証明書を持参してください。持参しなかった場合（忘れた場合を含む。）は、イベントに参加できないことがあります。
- (4) カップリングした相手との連絡先の交換方法については、イベントごとに主催者が定めます。なお、その他の参加者の連絡先等は、一切お知らせできません。

- (5) カップリング後の交際の状況について、センターからメールでお尋ねしますので、報告をお願いします。
- (6) カップリングした相手との交際を中止したい場合は、ご自分で相手に対し、その旨を伝えてください。
- (7) この事業をきっかけに結婚したときは、センターに連絡をお願いします。お祝いの記念品をお贈りします。

## 5 個人情報の取扱い

センターでは、「おかやま出会い・結婚サポートセンタープライバシーポリシー」を定め、法令及びこのポリシーに従って個人情報を適正に利用し、提供し、又は管理します。

## 6 禁止事項

- (1) 次の各号に掲げる行為、法令で禁じられている行為、公序良俗に反する行為又は他の参加者に迷惑のかかる行為は禁止します。

これらに該当した場合は、イベントへの参加を断り、又は即座に退去させます。また、登録を取り消すことがあります。

  - ①偽りその他不正な手段で登録し、又は登録をしようとしたり、マイプロフィール等に虚偽の内容を記載すること。
  - ②暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）である者が登録すること。
  - ③登録内容に変更が生じた場合に、変更を行わずにイベントに申し込むこと。
  - ④結婚している、又は交際中の異性がいるにもかかわらず、登録し、又はイベントに参加すること。
  - ⑤ナンパ、勧誘、営業など、結婚相手を探す以外の目的で登録し、イベントに参加すること。
  - ⑥イベントにおいて、センター及び主催者が行う指示や指導に従わないこと。
  - ⑦イベントにおいて、許可なく写真撮影、録音等を行うこと。
  - ⑧イベントに、許可なくペット（盲導犬、介助犬、聴導犬を除く。）を持ち込むこと。
  - ⑨イベントを正当な理由なく、無断で欠席し、センターからの連絡に対応しないこと。
  - ⑩イベントを欠席した場合に発生するキャンセル料を正当な理由なく支払わないこと。
  - ⑪イベントで知り得た個人の秘密又は個人情報を、本人の了解なく利用、又は他人（家族を含む）に開示、漏えいすること。

- ⑫当該事業で知り合ったお相手に対し、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）第2条第1項各号のいずれかに掲げる行為、又は執拗なメール・電話、相手の意に反する贈答等を行うこと。
- ⑬センター又は出会いサポーターの信用、品位を傷つけること。
- ⑭センターのシステムを悪用し、又は悪用しようとする事。
- ⑮センターの業務に関し、他のイベント参加者、センター職員等の関係者に暴力を加え、又は脅迫若しくは威迫すること。
- ⑯センターの業務に関し不当な要求を執拗に行い、センターの業務に支障を生じさせること。

(2) 出会いサポーター又は他の参加者から、前項に規定する禁止行為の情報提供があったとき、センターは必要に応じ、その行為の当事者の同意を得ることなく、当該情報について警察等の関係機関に照会することがあります。

(3) 第1項に規定する禁止行為が判明し、その態様が悪質であり、又は結果が重大な場合、センターは法律に基づき厳正に対処します。

## 7 登録の抹消

次の各号のいずれかに該当する場合は、イベントユーザー登録その他センターの全事業に関する登録を取り消し、又はイベントその他センターの実施する全ての事業への参加を断ります。

- ①前項6の禁止事項に定める禁止行為を行い、指導等を行っても改善しない場合
- ②当該事業で知り合ったお相手から、著しく不快な言動および行為があった旨報告があった場合

## 8 その他留意事項

- (1) イベントは独身者に出会いの場を提供するものであり、カップリングできることを約束するものではありません。
- (2) イベントでカップリングした相手と交際するかどうか、又はどのように交際するかについては、当事者間の責任と判断で行ってください。
- (3) カップリングした相手との間で万が一トラブル等が発生した場合は、原則として当事者間で解決してください。イベント後の交流、交際については、センターをはじめ出会いサポーター等は一切の責任を負いません。
- (4) この規約に違反する事例を見聞きしたときは、お手数ですがセンターまで

連絡をお願いします。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年5月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。